

世田谷区告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年7月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月10日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

28－1

2 変更の区間

世田谷区羽根木二丁目1746番25の内

3 変更の区域

延 長 18.05メートル

幅 員 0.56メートルから0.63メートルまで

面 積 10.24平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年7月10日

案内図



特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区

羽根木二丁目 1 3 番

